

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等 特定事業契約締結について

国土交通省近畿地方整備局は、一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等について、令和8年2月16日付けで特定事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項及び第22条第2項の規定に基づき公表します。

近畿地方整備局長 齋藤 博之

1. 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称 神戸三宮駅交通ターミナル
立地 兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目

2. 選定事業者の商号又は名称

商号又は名称 株式会社バスターミナル神戸三宮

3. 公共施設等の整備等の内容

- ・新バスターミナル運営等事業
（特定車両停留施設（国）の内装設計、内装施工、工事監理及びその関連業務、準備業務、維持管理業務、運営業務）
- ・新バスターミナル利便増進事業

4. 契約期間

道路法に基づく道路の附属物（特定車両停留施設（国））のうち、利便施設（国）を除いた部分の事業期間

内装整備業務期間	特定事業契約締結日から、供用開始時までの期間（準備業務の期間を含む。）
運営・維持管理期間	供用開始時から、運営権設定日の13年後の応当日の前日までの期間
運営権存続期間	運営権設定日から、運営権設定日の13年後の応当日の前日までの期間

5. 契約金額

金 2, 550, 171, 800 円

(取引に係る消費税等の額 金 231, 833, 800 円)

6. 事業の継続が困難となった場合における措置及び契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する特定事業契約の内容は、特定事業契約書における以下の条項のとおりである。

第 11 章 契約の終了及び終了に伴う措置

第 97 条 (事業期間)

特定事業契約に基づく本事業(国)の事業期間は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、特定事業契約冒頭第 3 の 1 に定める各期間の始期のいずれか早い日に始まり、特定事業契約冒頭第 3 の 1 に定める各期間の満了日のいずれか遅い日又は特定事業契約の全部が解除された日に終了する期間(以下「事業期間」という。)とする。

第 98 条 (事業者事由による解除)

1 特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、国は、事業者に対して書面により通知した上で、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する事由が生じたとき。
- (2) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者(事業者の取締役を含む。)によってその申立てがなされたとき。
- (3) 別紙 6 (業績等の監視及び改善要求措置要領) に定める解除事由が発生したとき。
- (4) 優先交渉権者のいずれかが基本協定書(国)第 9 条(談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等)第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 優先交渉権者のいずれかが基本協定書(国)第 10 条(暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等)第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (6) 事業者が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - イ 事業者の役員等に暴力団員等がいると認められるとき。
 - ロ 暴力団員等が事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ニ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 事業者の役員等又は使用人が、イからホのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 事業者が次の各号のいずれかに該当するとき。

イ 正当な理由なく、特定事業契約に従い各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき。

ロ 特定事業契約に定める内装整備業務完了期限内に完成しないとき若しくは内装整備業務完了期限経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

ハ 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が特定事業契約に基づき本事業（国）を継続的に実施することが困難であると国が合理的に認めたとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が特定事業契約に違反し（ただし、国から 30 日以上の上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は特定事業契約の履行が不能となった場合に限る。）、その違反により特定事業契約の目的を達することができないと国が認めたとき。

2 次の各号に掲げる者が特定事業契約を解除した場合は、前項の規定により特定事業契約が解除された場合とみなす。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第 104 条（運営権（国）の取消し）に基づく運営権（国）の取消しについて、行政手続法その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、前二項に基づく解除に先立ち聴聞を実施するものとする。

第 99 条 （国の任意による解除、国事由等による解除）

1 国は、本施設（国）を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他国が合理的に必要と認める場合には、6 ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

2 ①国の責めに帰すべき事由により、国が特定事業契約上の国の重大な義務に違反し、本事業（国）の実施が著しく困難になった場合において、事業者から 150 日以上の上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき若しくは特定事業契約の履行が不能となったとき、又は、②技術進歩・競合施設設置により特定事業契約の履行が不能となったときは、事業者は、

解除事由を記載した書面を国に送付することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

第 100 条 （不可抗力等による解除）

特定事業契約の締結後における不可抗力、第三者帰責事由、又は法令等変更の発生により、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、国又は事業者は、相手方と協議の上、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本事業（国）の継続が困難と判断したとき。
- (2) 特定事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。

第 101 条 （実施契約における解除による特定事業契約の解除）

1 国は、以下の各号のいずれかの事由が発生した場合、実施契約の解除日から 6 ヶ月以内に限り、特定事業契約を解除することができる。

- (1) 市が、実施契約書第 98 条（事業者事由による解除）により、同契約を解除した場合
- (2) 市が、実施契約書第 100 条（不可抗力等による解除）により、同契約を解除した場合
- (3) 市又は事業者が、実施契約書第 99 条（市の任意による解除、市事由等による解除）第 1 項により、同契約を解除した場合

2 国は、前項の場合において特定事業契約を解除しない旨を決定した場合には、事業者に対してその旨を速やかに通知する。

3 事業者は、以下の各号のいずれかの事由が発生した場合、6 ヶ月以内に限り、特定事業契約を解除することができる。

- (1) 第 1 項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合であって、実施契約の解除又は終了日から 6 ヶ月以内に国が特定事業契約を解除しなかった場合又は前項に基づく通知を受けた場合
- (2) 事業者が、実施契約書第 99 条（市の任意による解除、市事由等による解除）第 2 項に基づき、同契約を解除した場合

4 本条に基づき特定事業契約を解除した場合、国及び事業者は、特定事業契約に基づき相手方に対して違約金の支払い又は損害賠償を行った場合であっても、市に対してその補償等を求めることはできない。

5 事業者は、第 3 項第 1 号に掲げる事由が発生した場合、当該事由の発生から 6 ヶ月以内に限り、特定事業契約の見直しの協議を国に申し入れることができる。この場合、国が認めた場合には、国と事業者は協議の上、必要な範囲で特定事業契約の見直しを行う。

第 102 条 （引渡前の解除）

1 解除事由の如何を問わず、内装施工部分が完了検査を経て事業者から国に引き渡される前に特定事業契約が解除された場合において、内装施工部分の出来形部分が存在するときは、国は、内装施工部分の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分（以下この項において「合格部分」という。）の引渡しを受けて、合格部分に相応する内装整備費を一括又は分割により事業者を支払う。

- 2 前項の場合において、国は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、当該検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、内装施工部分が完了検査を経て事業者から国に引き渡される前に第98条（事業者事由による解除）又は第101条（実施契約における解除による特定事業契約の解除）第1項第1号若しくは第3項の規定により特定事業契約が解除された場合において、内装施工部分について原状回復することが社会通念上合理的であって国が請求したときには、事業者は、新バスターミナル（I期）及び事業敷地を原状回復の上、国に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、国は、事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、国の処分について異議を申し出ることができない。

第103条 （本施設（国）の一部引渡後の解除）

国及び事業者は、特定事業契約を解除する場合において、当該解除時点において特定事業契約に従い完了検査及び国への引渡し完了した本施設（国）があるときは、特定事業契約のうち、当該完了検査及び引渡し完了済みの本施設（国）に係る内装整備業務を除く部分のみを解除することができる。

第104条 （運営権（国）の取消し）

第98条（事業者事由による解除）、第99条（国の任意による解除、国事由等による解除）、第100条（不可抗力等による解除）又は第101条（実施契約における解除による特定事業契約の解除）に基づき特定事業契約の全部又は一部が解除された場合、国は、PFI法第29条第1項の規定に従い、解除された本施設（国）に係る運営権（国）を取り消すものとする。ただし、運営開始日までに特定事業契約の全部又は一部が解除された場合、第67条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）第1項に定める運営権（国）の設定は、効力を生じない。

第105条 （事業終了時の引継ぎ等）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権（国）の終了（存続期間の満了による終了を含む。以下同じ。）に際して、要求水準書及び募集要項等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。
- 2 特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、当該引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。なお、事業者、国又は国が指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

第106条 （利用料金の引継ぎ等）

- 1 利用料金収入は、本施設（国）の利用に供する年度の会計に属するものとする。

- 2 利用料金収入のうち、本施設（国）の利用に供する年度が運営権（国）の終了後となるものについては、前受金として、事業者は、国又は国の指定する者に引き継がなければならない。

第 107 条 （本施設（国）の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権（国）の終了に際して、本施設（国）が要求水準書に適合した状態で国に本施設（国）を引き渡さなくてはならない。国及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、本施設（国）の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。
- 2 運営権（国）の終了に際して、国の所有に属する事業者の行った本施設（国）の追加投資の対象部分がある場合、以下のように取り扱う。
 - (1) 当該追加投資に先立ち、国が当該追加投資を行うことに同意し、この項に基づく補償の対象とすることを事業者に通知したもの
国は、当該追加投資の対象部分の運営権（国）の終了時点における簿価相当額がある場合は、事業者に補償するものとする。
 - (2) その他の追加投資の対象部分
国は、事業者に対する補償は行わないものとする。
- 3 第 1 項に基づき引き渡された本施設（国）につき、その運営期間中において既に存在していた契約不適合（ただし、内装施工部分については運営開始日において既に存在していたものを除く。また、第 71 条（本施設（国）の追加投資）に定める追加投資、第 74 条（長期修繕計画案作成業務）に定める修繕業務及び第 36 条（事業終了時のモニタリング）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。この項において以下同じ。）があるときは、当該運営権（国）の終了日から 1 年以内に国が事業者に通知した場合については、事業者は修補等により生じた費用を負担するものとする。
- 4 前項により通知されたものを除き、第 1 項に基づき引き渡された本施設（国）につき契約不適合があった場合、事業者は国に対して一切責任を負わない。

第 108 条 （契約終了による利便施設（国）等の取扱い）

- 1 運営権（国）の終了に際して、本事業（国）の実施のために事業者が保有する利便施設（国）等は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、国又は国の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で国又は国の指定する者に売却しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 73 条（利便施設（国）等の追加投資）に定める保有資産等であって、当該利便施設（国）等に係る追加投資に先立ち、国が当該追加投資を行うことに同意し、本条に基づく買取の対象とすることを事業者に通知したもののについては、国は、運営権（国）の終了に際して、自ら又は国の指定する者をして本施設（国）の運営権（国）の終了時点における簿価相当額でこれを買取り、事業者はこれを売り渡すものとする。
- 3 前二項に基づき国又は国の指定する者による利便施設（国）等の買取が行われる場合、事業者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管するものとする。

- 4 第1項及び第2項に基づき国又は国の指定する者による利便施設（国）等の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、事業者は、当該利便施設（国）等に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。
- 5 第1項及び第2項に基づき国又は国の指定する者による利便施設（国）等の買取が行われる場合において、国又は国の指定する者による事業者への各買取対価の支払は、国又は国の指定する者が本施設（国）の引渡しを受けた日又は第1項及び第2項に基づき買い取った利便施設（国）等の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、国又は国の指定する者が次項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、国又は国の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、国又は国の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。
- 6 前条（本施設（国）の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第2項及び第3項の規定は、前五項により国又は国の指定する者が買い受けた利便施設（国）等について準用する。

第109条（違約金及び損害補償）

- 1 内装整備期間中において、第98条（事業者事由による解除）又は第101条（実施契約における解除による特定事業契約の解除）第1項第1号若しくは第3項の規定により特定事業契約が解除された場合には、事業者は、損害の発生の有無に関わらず、違約金として内装整備費の10分の1に相当する額を、違約金として国の指定する期限までに支払わなければならない。なお、運営・維持管理期間中においては当該違約金はゼロとして取り扱う。
- 2 前項の場合において、事業者は、当該解除に起因して国が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第105条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎを行う先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して国が負担する一切の費用を含む。）が違約金の額（運営・維持管理期間中においてはゼロ）を上回るときは、その差額を、国の請求に基づき支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、第40条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、国は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第110条（損失補償）

- 1 第99条（国の任意による解除、国事由等による解除）第1項の規定により特定事業契約が解除された場合には、PFI法第30条の規定に基づき、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）及び通常生ずべき損失（ただし、事業者の逸失利益については国と事業者で協議して定める。）の補償を求めることができる。

- 2 第 101 条（実施契約における解除による特定事業契約の解除）第 1 項第 3 号の規定により特定事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して事業者が生じた費用及び損失の取り扱いについて、国、市及び事業者で協議の上で決定するものとする。
- 3 第 100 条（不可抗力等による解除）又は第 101 条（実施契約における解除による特定事業契約の解除）第 1 項第 2 号の規定により特定事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して国又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。
- 4 前三項にかかわらず、特定事業契約が解除された場合の追加投資の対象部分及び事業者の保有資産等の取扱いは第 107 条（本施設（国）の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第 2 項及び第 108 条（契約終了による利便施設（国）等の取り扱い）の規定によるものとし、同各規定による補償又は買取対価の支払のほか、国は、追加投資の対象部分及び事業者の保有資産等について特定事業契約の解除までに事業者が生じた費用を負担しないものとする。

第 111 条 （事業終了後の解散及び債務引受）

- 1 事業者は、特定事業契約の事業期間終了時点においてもなお事業者が特定事業契約に基づく金銭債務を負担すると国が合理的に認める場合には、国の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、特定事業契約の事業期間終了後、事業者が特定事業契約に基づき負担する金銭債務は第 107 条（本施設（国）の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第 3 項に基づく費用の支払債務のみであると国が合理的に認める場合には、60 日前までに国に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、国は、代表企業に対して当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。